

厚生労働省統計改革検討会開催要綱

1 目 的

厚生労働省統計改革検討会（以下「検討会」という。）は、一連の統計問題への深い反省に立ち、その再発防止を図るとともに、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成すること等を目的とした「厚生労働省統計改革」を推進するため、専門的見地から定期的に検討を行い、意見・助言を得ることを目的とする。

2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（令和元年8月27日策定。以下「ビジョン」という。）に基づく取組の進捗状況の確認及びビジョンの見直しに関すること
- (2) 総務省統計委員会や統計改革推進会議における検討結果等を踏まえ、必要な対応や見直しの検討を行うこと
- (3) (1) 及び (2) のほか、統計業務の改善、人材の育成等に関すること

3 委員

検討会の委員は別紙の構成員のとおりとする。

なお、委員の任期は2年以内とする。また、委員は再任されることができる。

4 運 営 等

- (1) 検討会は、厚生労働審議官が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が委員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
- (6) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (7) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (8) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (9) 検討会の庶務は、政策統括官付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室において行う。
- (10) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、厚生労働審議官が座長と協議のうえ定める。

構成員

梶木 壽（上田廣一法律事務所弁護士）

川口 大司（東京大学公共政策大学院長）

神林 龍（武蔵大学経済学部経済学科教授）

◎ 小峰 隆夫（大正大学地域構想研究所客員教授）

吉川 洋（東京大学名誉教授）

美添 泰人（青山学院大学名誉教授）

（五十音順、敬称略）

（座長：◎）